

○国立大学法人浜松医科大学有料広告掲載取扱要項（抄）

（広告掲載基準）

第3条 印刷物等に広告の掲載ができる者は、印刷物等を所管する理事等が適当であると認めた企業等とする。

2 前項の規定にかかわらず、広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、その掲載を許可しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
- (3) 宗教活動に関するもの
- (4) 個人若しくは団体の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
- (5) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関するもの
- (7) たばこの広告や喫煙を促すもの
- (8) 取引商品等の性質上、消費者との問題発生が想定されるもの
- (9) 社会的批判を引き起こすおそれがあるもの
- (10) その他理事等が不相当であると認めるもの

（広告依頼者の責任）

第8条 広告の内容に関する責任は、広告依頼者が負うものとし、本法人はいかなる責務も負わないものとする。

2 広告原稿の作成に係る経費は、広告依頼者の負担とする。

3 広告原稿にイラスト、写真及びロゴ等を使用する場合は、広告依頼者において著作権等関係法令の確認及び必要な手続を行うものとする。

（掲載料の納入）

第10条 広告依頼者は、本法人が発行する請求書に基づき定められた期日までに掲載料を本法人へ一括納入するものとする。

（掲載料の返還）

第11条 納入された掲載料は、原則として返還しないものとする。

2 掲載料の納入完了前において、広告依頼者から掲載の取下げの申出があったときは、掲載料を徴収しないことができるものとする。